

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅総合管理事務においては、事務の一部を指定管理者に委託しており、個人情報の適正な管理を維持するために、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、指定管理者に対して定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法、住宅地区改良法及び神戸市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃借住宅を供給する。 ・神戸市厚生年金住宅条例に基づき、厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより被保険者である当該従業員に対し賃借住宅を供給する。 ・事務の実施にあたり、特定個人情報保護ファイルは以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①家賃の決定に関する事務 ②家賃、敷金又は金銭の減免に関する事務 ③家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する事務 ④入居申込みに係る審査に関する事務 ⑤同居又は入居者名義人変更の承認に関する事務 ⑥高額所得者に対する住宅明渡しの請求に関する事務 ⑦住宅明渡し期限の延長申出に係る審査に関する事務 ⑧収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ⑨不正入居者等に対する住宅の明渡し請求に関する事務 ⑩条例に規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 ⑪家賃・敷金・金銭の徴収に関する事務 ⑫損害賠償請求に関する事務
③システムの名称	1. 市営住宅総合管理システム 2. 中間サーバーシステム 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第一の第19項及び第35項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条 ・番号法第9条第2項、神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第31項及び第54項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条及び第28条 ・番号法第19条第14号、神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神戸市 建築住宅局 住宅管理課
②所属長の役職名	住宅管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁18階) 神戸市 地域協働局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル3階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-595-6542
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本システムではマイナンバー自体を保持(保存)していない。 収入確認等において利用者がマイナンバーによる確認を希望した場合のみ、上長確認の上でマイナンバーより内部事務キー(住基キー等)を取得し以降の事務を実施している。また、その操作ログも取得している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	定期的な研修等により、各担当者の記憶誤りを是正し、事例など最新知識の習得を図ることが重要だと考えている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住宅都市局住宅部住宅管理課	神戸市 建築住宅局 住宅管理課	事後	組織改正に伴う記載事項の変更
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅管理課長 山崎 伸之	住宅管理課長	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の変更
令和1年6月1日	IVリスク対策	—	IVリスク対策を追加	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の追加
令和2年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎2号館2階) 神戸市 市民参画推進局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁18階) 神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正等に伴う記載事項の変更
令和2年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁2号館2階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-322-5590	郵便番号651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル3階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-595-6542	事後	移転に伴う記載事項の変更
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法、住宅地区改良法及び神戸市営住宅条例等に基づき、住宅困難者に対し低廉な家賃で賃借住宅を供給する。 ・神戸市厚生年金住宅条例に基づき、厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより被保険者である当該従業員に対し賃借住宅を供給する。 <p>・事務の実施にあたり、特定個人情報保護ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家賃の決定に関する事務 ②家賃、敷金又は金銭の減免に関する事務 ③家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する事務 ④入居申込みに係る審査に関する事務 ⑤同居又は入居者名義人変更の承認に関する事務 ⑥高額所得者に対する住宅明渡しの請求に関する事務 ⑦住宅明渡し期限の延長申出に係る審査に関する事務 ⑧収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ⑨不正入居者等に対する住宅の明渡し請求に関する事務 ⑩条例に規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法、住宅地区改良法及び神戸市営住宅条例等に基づき、住宅困難者に対し低廉な家賃で賃借住宅を供給する。 ・神戸市厚生年金住宅条例に基づき、厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより被保険者である当該従業員に対し賃借住宅を供給する。 <p>・事務の実施にあたり、特定個人情報保護ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家賃の決定に関する事務 ②家賃、敷金又は金銭の減免に関する事務 ③家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する事務 ④入居申込みに係る審査に関する事務 ⑤同居又は入居者名義人変更の承認に関する事務 ⑥高額所得者に対する住宅明渡しの請求に関する事務 ⑦住宅明渡し期限の延長申出に係る審査に関する事務 ⑧収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ⑨不正入居者等に対する住宅の明渡し請求に関する事務 ⑩条例に規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 ⑪家賃・敷金・金銭の徴収に関する事務 ⑫損害賠償請求に関する事務 	事後	「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」の公布による項目の追加
令和7年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁18階) 神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁18階) 神戸市 地域協働局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正等に伴う記載事項の変更
令和7年12月1日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	—	IVリスク対策を追加	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の追加
令和7年12月1日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	IVリスク対策を追加	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の追加